

## 国民健康保険税の税率改定について

### 【保険税率等の改正内容】

- ・国民健康保険税は、所得に応じて納付する「所得割」、加入者1人当たりで納付する「均等割」、加入世帯で納付する「平等割」の合計額である。

	医療分			支援分			介護分	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割
改正前	6.30%	20,400円	15,600円	2.50%	7,800円	6,600円	1.85%	12,600円
改正後	5.65%	19,200円	15,400円	2.30%	7,600円	6,100円	1.85%	11,800円

### 【保険税の軽減額の改正内容】

- ・世帯の所得状況に応じて本則の税額を軽減する制度があり、軽減額についても改正する。
- ・納付する税額は本則の税額から軽減額を減額した額である。

		医療分		支援分		介護分
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割
7割軽減	改正前	△14,280円	△10,920円	△5,460円	△4,620円	△8,820円
	改正後	△13,440円	△10,780円	△5,320円	△4,270円	△8,260円
5割軽減	改正前	△10,200円	△7,800円	△3,900円	△3,300円	△6,300円
	改正後	△9,600円	△7,700円	△3,800円	△3,050円	△5,900円
2割軽減	改正前	△4,080円	△3,120円	△1,560円	△1,320円	△2,520円
	改正後	△3,840円	△3,080円	△1,520円	△1,220円	△2,360円

### 【未就学児の均等割軽減額の改正内容】

- ・国民健康保険加入世帯に未就学児がいる場合、当該未就学児の均等割額を5割減額する制度があり、5割減額する額についても改正する。
- ・納付する税額は本則の税額の5割を減額した額である。

		医療分	支援分
		均等割	均等割
7割軽減	改正前	△3,060円	△1,170円
	改正後	△2,880円	△1,140円
5割軽減	改正前	△5,100円	△1,950円
	改正後	△4,800円	△1,900円
2割軽減	改正前	△3,060円	△3,120円
	改正後	△7,860円	△3,040円
軽減なし	改正前	△10,200円	△3,900円
	改正後	△9,600円	△3,800円

## 国民健康保険税 税率改定による増減イメージ

	世帯の状況	現行の税率で 算定した年間 税額	改定後の税率 で算定した年 間税額	年間税額の 増減比較
ケース 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上 1 人暮らし</li> <li>・ 年金収入のみ</li> <li>・ 年金収入額 (78 万円)</li> <li>・ 7 割軽減適用</li> </ul>	15,100 円	14,400 円	△700 円
ケース 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上夫婦 2 人暮らし</li> <li>・ 年金収入のみ</li> <li>・ 夫の年金収入額 (225 万円)</li> <li>・ 妻の年金収入額 (78 万円)</li> <li>・ 5 割軽減適用</li> </ul>	102,600 円	94,700 円	△7,900 円
ケース 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上夫婦 2 人暮らし</li> <li>・ 年金収入のみ</li> <li>・ 夫の年金収入額 (272 万円)</li> <li>・ 妻の年金収入額 (78 万円)</li> <li>・ 2 割軽減適用</li> </ul>	167,500 円	154,600 円	△12,900 円
ケース 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上夫婦 2 人暮らし</li> <li>・ 年金収入のみ</li> <li>・ 夫の年金収入額 (300 万円)</li> <li>・ 妻の年金収入額 (300 万円)</li> <li>・ 軽減適用なし</li> </ul>	337,300 円	308,800 円	△28,500 円
ケース 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40 代夫婦、子ども 2 人暮らし</li> <li>・ 夫の営業収入のみ</li> <li>・ 夫の営業所得額 (436 万円)</li> <li>・ ※給与収入 600 万円相当</li> <li>・ 軽減適用なし</li> </ul>	578,600 円	537,300 円	△41,300 円

## 【補足説明】

- ・ 世帯の所得状況別に現行の税率と改定後の税率で 1 年間の国民健康保険税額を試算した。
- ・ ケース 1 (低所得世帯) からケース 5 (高所得世帯) までのいずれのケースにおいても、現行の税率で試算した年間税額と比較して、改定後の税率で試算した年間税額が減額となった。